

使用済燃料中間貯蔵施設に関する
調査検討特別委員会会議録
(第8回審査)

(令和8年3月4日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会
(第8回審査)

○開会の日時 令和 8 年 3 月 4 日 (水) 午後 1 時 3 0 分開議
午後 2 時 1 2 分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	佐々木	肇	副委員長	佐々木	隆徳
委員	佐藤	武	委員	工藤	祥子
〃	高橋	征志	〃	濱田	栄子
〃	杉浦	弘樹	〃	櫻田	秀夫
〃	住吉	年広	〃	白井	二郎
〃	富岡	直哉	〃	村中	浩明
〃	野中	貴健	〃	佐藤	広政
〃	東	健而	〃	中村	正志
〃	井田	茂樹	〃	浅利	竹二郎
〃	岡崎	健吾	〃	佐賀	英生
〃	大瀧	次男	〃	富岡	幸夫

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	山本	知也
副市	長	吉田	真
副市	長	齋藤	友彦
総務部	長	松谷	勇
政策推進部	長	小笠原	洋一
財務部	長	吉田	由佳子
総務部次長情報・DX戦略課長		葛西	信弘
政策推進部次長		青山	論
財務部次長契約課長		飯田	啓太郎
財務部副理事財政課長		工藤	大介
財務部副理事税務課長		畑山	勝

総務部市長公室長	立花幸一
総務部総務課長 選挙管理委員会事務局総括主幹	鈴木明人
総務部防災安全課長	上林啓史
政策推進部エネルギー戦略課長	安野智哉
総務部防災安全課調整官	畑山勝利
政策推進部 エネルギー戦略課主幹	杉山大輔
総務部市長公室主任	成田大貴
総務部総務課主任主査	佐々木大

○事務局出席者

事務局長	上林妙子	次	長	石田隆司
総括主幹	堂崎亜希子	主	幹	佐藤孝悦
主任主査	瀬角朋也	主	任	浜端快

(午後 1時30分 開議)

○委員長(佐々木 肇) ただいまから本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日は、先ほど本会議で付託されました請願第1号 リサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵量確保に関する請願を議題といたします。

請願の審査につきましては、請願そのものを議決するものではなく、請願に対する議会の意思を決定するものであり、採決の方法は採択または不採択のいずれかになり、当委員会での審査終了後は、本会議で委員会での審査内容を委員長報告した後に採決されることになります。

請願の審査方法として、これまでの例を踏まえ、まずはお手元の請願文書表等の内容及び紹介議員からの説明並びに必要なに応じて理事者側の出席を求めて審査を行っております。

また、必要があれば、後日提出者を参考人として委員会へお招きし、説明を受け、審査を行うことになります。

私といたしましては、これまでの例に倣い、まずは請願文書等の内容及び紹介議員からの説明並びに理事者側にも同様の内容の要望書が提出されており、市の見解を伺う場面も想定されるため、理事者側にも出席を求め審査を行いたいと考えております。

また、質疑につきましては、紹介議員から請願の趣旨説明を受けた後に紹介議員及び理事者への質疑を一括して行い、質疑の回数は会議規則第116条ただし書の規定により、1人3回までとしたいと考えております。

それでは、請願の審査方法についてご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) それでは、お諮りいたします。

請願の審査方法につきましては、お手元の請願文書表等の内容及び紹介議員からの説明並びに理事者の出席を求めて審査することとし、質疑につきましては紹介議員及び理事者への質疑を一括して行い、質疑の回数は1人3回までといたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

ここで、理事者の入室を求めますので、着席のままお待ちください。

それでは、これより本委員会に付託されました請願第1号 リサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵量確保に関する請願の審査を行います。

まず、本請願の紹介議員を代表して、中村正志委員から本請願に関する説明をお願いいたします。

中村正志委員。

○委員（中村正志） リサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵量確保に関する請願について、紹介議員5名を代表して、私のほうから説明申し上げます。

請願の細部につきましては、皆様に配信しております請願書を御覧いただきたいと思います。

請願の要旨は、「当初リサイクル燃料備蓄センターに搬入・搬出予定であった使用済燃料5,000トンを達成し、安定した税収を確保するための「事業者間連携」について、事業者から具体案を聴取した上で最終的な貯蔵量及び原子力施設との共創に向けた将来像について検討を行うこと」であります。

私たち紹介議員は、1月に開催された使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会で多くの議員から本件について、もっと具体的な説明をすべきとの意見があり、事業者側で考える事業者間連携について具体的な話を聞いた上で、本事業の議論をしっかりと行うことが必要だと考えております。

また、本請願は決して事業者間連携を容認することではなく、最終的な貯蔵量及び原子力施設との共創に向けた将来像について検討を進める点にあると認識しております。このことは、本使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会、またむつ市議会に課せられた大きな責任であるとも考えております。

委員の皆様には、請願者の願意にご賛同くださり、本請願を採択していただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○委員長（佐々木 肇） 以上で説明を終わります。

これより紹介議員及び理事者に対する質疑を行います。本日の審査はあくまで請願を審査する場でありますので、紹介議員との質疑を中心としていただき、理事者側への質疑は請願の趣旨に沿った内容としていただきますようお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員（高橋征志） それでは、請願の中身について質疑させていただきます。

私のスタンスは、共用化に反対だというのは以前から申し上げておりですけれども、今日はそういう話ではなくて、この請願をどのように取り扱うかという部分につきまして、ちょっと自分の中でも分からないところがありますので、議論するとかということではなくて、判断材料としてお聞きします。

まず1点目が、この請願の趣旨についてなのですが、タイトルが「貯

蔵量確保に関する請願」ということになっていまして、この請願文書表を改めて要約すると、事業者間連携について、事業者から具体案を聴取した上で最終的な貯蔵量、それから原子力施設との共創に向けた将来像についての検討が求められていると私は理解しています。つまり請願者が求めていること、議会が求められていることは、共用化という結論ではなくて、最終的な貯蔵量と原子力施設の共創に向けた将来像を検討することだということで、それで間違いないかということです。

それからあとは、貯蔵量につきまして、請願書には5,000トンの達成という記載がされていますけれども、5,000トンは決して事業者間連携、共用化だけではなくて、2社で5,000トンということもまだ余地が残されているものだと思います。共用化でなくても、2社で5,000トンが搬入されれば、それでよしとするということを想定しての請願なのか。

あとは、今回の将来像の部分につきましては、事業者間連携について、まずは可能性の話としてしっかり話を聞いて、門前払いすることなく検討してほしい、その上で原子力施設との付き合い方を市議会として検討してほしい、そういう趣旨だと理解して、先ほど中村委員のほうからも、共用化を容認するものではなくというお話がありましたけれども、そういったものを含めて、全て可能性の話を議論してほしいということの請願だと受け止めてよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 中村正志委員。

○委員（中村正志） ただいま高橋委員のほうからお尋ねをいただきましたけれども、それぞれの点に関しまして、今高橋委員がおっしゃった理解でよろしいと私たち紹介議員も考えております。

○委員長（佐々木 肇） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 同じような趣旨のお尋ねになるかもしれませんが、ちょっと改めてもう一点だけ確認させていただきます。

目的について伺います。自分が共用化に反対の理由は、前も議会の場で申し上げましたけれども、永久貯蔵につながるからだと思っています。それに、共用化せずとも、争点となっている市の減収については補う方法があると思っています。

請願者は、共用化に対して、報道の中では推進の立場ということで拝見しました。共用化以外の方法を検討していない段階で、もしこの請願を採択することが共用化に突き進むことになってしまうのであれば、反対の立場を取らざるを得ないと思っています。そうではなくて、共用化の賛否に関係なく、フラットな形で議論、検討を求められているのであれば、当然違った形の結

論になると思っています。

自分のスタンスを決める上で、私は平成15年に住民投票条例が否決されたことをすごく疑問に思っています。住民投票の請求が上がったのであれば、純粹に市民の意見を聞いて判断すればよかったと思っていますのです。当時の杉山市長は、市民から請求された住民投票条例案に対して、本条例の制定には賛成できないという意見をあえてつけて上程していますし、住民投票をした結果が中間貯蔵への反対が賛成を上回るのではないかという心配があるのかと議員に問われた際に、ご発言のとおりだと答えています。市民に中間貯蔵に反対されるのが不安で住民投票条例を否決してほしいと意見をつけた、このやり方に私は疑問を持っています。

(不規則発言あり)

○委員（高橋征志） はい、戻ります。

住民投票を要望した団体は、立場としては中間貯蔵に反対だったけれども、自分たちのスタンスを超えて、自分たちのまちの未来を自分たちで決めたいという思いで住民投票を呼びかけました。そういう思いに賛同して、住民投票の請求に署名をした人の中には、中間貯蔵に反対の人だけではなくて、賛成の人もいたということです。そういう意味からいうと、今回の請願は共用化という結論ありきの請願なのであれば、自分は賛同しかねるものですがけれども、共用化の是非を問わず、賛成の立場、反対の立場に関係なく、真に市の未来のために原子力との共生の道を検討することを求められているということであれば、その請願の意思は尊重しないと、私の中で自己矛盾になると。つまり自分がおかしいと思っている住民投票条例を否決したことと、今度やっていることが同じになってしまうのかなというふうに思っています、私にとってはすごく大事な問題なのです。

なので、伺いますけれども、この請願の目的は何なのかと。共用化のための検討をしてほしいという請願なのか、それとも地域のために原子力施設との共存を模索してほしいという内容の請願なのか、目的をお伺いします。

○委員長（佐々木 肇） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 今請願の目的は、紹介者といたしましては、今高橋委員が一番最後で述べた部分であるというふうに思っています。先ほども説明をしましたけれども、共用化ありきの話ではなく、この事業をどのように進めていくか、どのように共存していくかということをぜひ議論が停滞することなく進めてほしいというふうな願意だというふうに紹介議員は感じております。

○委員長（佐々木 肇） ほかにありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 本使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会の付託事件の中身ですが、３点あります。新税について、あと立地協定及び貯蔵計画等についてと安全協定及び事業開始に向けた今後の工程等について調査検討することと３点ありますけれども、提案者としては、この３つのうちのどれに該当すると考えるのかお伺いします。

○委員長（佐々木 肇） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 今ご指摘をいただいた３点のうち、これということではないというふうに考えております。中間貯蔵に関する課題とか、問題とかを討議する場所がこの委員会だと思っておりますし、そういうことで今回当委員会のほうに付託されたものというふうに考えております。

○委員長（佐々木 肇） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 私も市民の請願については、付託されたものというか、提出されたものについては議論するということは基本的なスタンスです、門前払いとかということではなくて。そういう考えを持っているのですけれども、この事業者間連携容認が前提ではないということであるならば、請願書の中にも、あるいは請願文書表の中にも、基本協定との関わりをやはり議論しないといけないと思っているのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（佐々木 肇） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 今のご指摘の基本協定との関わりについては、本請願の採択、不採択については直接関係ないというふうに考えておまして、その点については別な場所、恐らくこの委員会の別な場面とか、あるいはそれこそ一般質問の場面とかで協議すべき事項だというふうに考えております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。井田茂樹委員。

○委員（井田茂樹） 私からは、確認ですが、昨年12月に事業者から、市長、議長及び佐々木肇委員長への説明、また１月に使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会で受けた説明は、5,000トンの搬入に向けて引き続き検討を進めるに当たり、事業者間連携という手法で検討を行ってもよいかというものであったと受け止めています。それを受けてですが、むつ商工会議所より、このたび事業者間連携について具体的な案を確認した上で検討すべきではないかとの請願を受けたという流れになっているかと思います。

私といたしましても、請願にありますように具体的な内容を聞いた上で、それがむつ市にどのように影響を及ぼすかを判断すべきだと思います。

そのような考えに賛同し、紹介議員になったとなったという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 私たち５名が紹介議員となった理由といたしましては、今井田委員が後段でおっしゃったとおりであります。１月に開催された使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会では、先ほども申し上げましたけれども、多くの委員から、もっと具体的な説明をするべきではないかとの意見が多く出されておりました。事業者側で考える事業者間連携の具体案をまずは聞かないことには、この件をしっかりと議論することができないというふうに考えております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 午前中の本会議のほうでも、当市の財政状況について議論されておりましたけれども、そのような状況を踏まえると、私はやはりこの事業者間連携についての議論はしっかり進めるべきであるというふうに思っております。

それを踏まえてですけれども、１月に開催された本使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会において、具体的な案を示してもらえないと判断できない、また検討するためにも、より詳しい説明が必要であるというようなことは多くの委員からいただいた意見だったというふうに認識しておりますけれども、私も同様の考えでございます。

このたびの請願において、紹介議員として検討を進めることを後押しされているところでありますが、この検討を進めることの是非について、改めて事業者を再度招致した上で使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会において議論を行う必要があるというお考えであるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 今後の動きについてのことかなというふうには思いますけれども、今富岡直哉委員がおっしゃったとおりに、やっぱり具体案の説明を受けた上で委員の皆様と協議し、必要に応じて事業者に対する質疑だとか、要望だとかを検討していくことがいいというふうに考えております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。櫻田秀夫委員。

○委員（櫻田秀夫） 先日的一般質問においては、事業者間連携を認めるかどうかという議論になってしまっていると感じております。令和２年の唐突な共用化の話と違い、今回は事業者間連携を検討してもよいかという申入れであります。１５年前の東日本大震災によって、原子力を取り巻く環境が大きく変化した中で、中間貯蔵施設の立地協定締結時の環境も同様に変化しており、その点で協定事業者から直接の申し入れなので、検討してもらってよいのではないかと考えます。

この先国・県、そしてむつ市を取り巻く環境も、当然ながら変化していくことは予想され、その状況に応じた対応が必要となってくると思われます。議論すべき論点は、2社以外からの使用済燃料の貯蔵をというところであって、貯蔵期間は50年を超えないこと、安全な管理体制の確実な履行については、その部分は全く手をつける考えはないということを我々議会側、理事者側、そして多くの市民の皆様も同様に共通認識としておくべきと考えます。その点は、我々としては強く事業者側に訴えていくべきことと思いますが、今回の請願が採択となって、具体的な案を聞くとなった場合、その具体案の提示に合わせて、貯蔵期間等には変更がないということを事業者側に念押しをしたほうが良いと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 貯蔵期間等についてのお尋ねと思います。永久貯蔵になってしまうのではないかとすることは、やはり市民の皆様が一番心配していることであり、我々議員の中で、永久に貯蔵してもよいと考えている方は、一人もいないというふうに思っております。

青森県知事も、国へ永久貯蔵とならないよう、都度都度確認を取っておりますし、市が結んでいる協定や覚書にも、貯蔵期間は50年というふうになっておりますので、それを必ず守るよう、事業者側へ様々な形で私も訴えていくべきだというふうに考えております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。村中浩明委員。

○委員（村中浩明） 事業者間連携の具体案を聞くかどうか、こちらの最終判断は山本市長がされるものと考えております。しかし、その判断に当たっては、我々を含め地域からの声が、それを判断する上で重要な材料になるかと認識しております。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会以降、市長の記者会見での発言などを聞いたところ、「ふらっと」や様々な会合の場では、市民の皆様からはこの件に関するご意見を多数伺っているとのことだと思います。私も市民の皆様から中間貯蔵施設に関するご意見を伺っておりますが、そのほとんどが仮に2社以外のキャスクが搬入されたとしても、国がしっかり検査を行い、安全性に問題ないものがこれまでと同様に許容されるのであれば、事業者間連携を前向きに検討してもよいのではないかとのご意見でありました。このことから、私も富岡直哉委員同様、やはり事業者から具体的な案を聞かなければ、我々も判断できないものと考えております。

そこで伺います。仮にこの請願が採択となった場合、その後市議会側ではどのような動きとなるのかお伺いします。

○委員長（佐々木 肇） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 本請願が採択となりましたら、市議会側での判断や、今お話があったとおり、地域の声を踏まえて、市が最終的に判断することになると考えますし、事業者側へも市の考えをお伝えすることになるというふうに思います。

この一連の動きに応じて、我々市議会としても使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会を開催し、話を聞いて、いろいろな角度から検討するというふうな対応が出てくるものと考えております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で紹介議員の説明及び質疑を終わります。

ここで、理事者の皆様は退席となります。理事者の皆さん、ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 1 分 休憩

午後 2 時 0 2 分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論は、反対、賛成の順で行います。

まず、本請願に対し、反対の方のご発言はありませんか。佐藤武委員。

（1 番 佐藤 武委員登壇）

○委員（佐藤 武） こんにちは。皆さんの熱のこもった議論の後ですが、大変申し訳ないですが、反対討論を行います。

1 つは、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会に付託される事件というのは 3 つあります。これに該当するものではないという答弁がありました。

もう一つは、事業者間連携を前提にした貯蔵量を議論すると、もちろん地域の発展のこともあります。財源確保もあります。それはよく分かります。請願については、先ほども言いましたが、基本私は受け入れるということが本筋だと思っているのですけれども、どうしても私たちの話合いの基盤になっている立地協定及び貯蔵計画ですから、ここを抜かして受け入れるということは、貯蔵計画だけが先にどんどん話が進んでいくという形になるので、私は反対します。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 次に、本請願に対し、賛成の方のご発言ありませんか。櫻田秀夫委員。

（6番 櫻田秀夫委員登壇）

○委員（櫻田秀夫） 私は、本請願に対し、賛成の立場から討論を行います。

本請願は、長年本市の原子力政策と歩みを共にしてきた地元経済界から極めて重い問いを投げかけられたものです。私は、以下3つの理由から、本請願を採択すべきだと考えます。

第1に、当初の約束に対する誠実な対話を求めるものであるからです。本事業は、平成12年の誘致以来、市民が苦渋の決断を重ね、国策に大きく協力してきた歴史があります。その根幹にあるのは、5,000トン規模の事業による地域振興という約束でした。しかし、現在事業主体からは搬入量の減少や、それに関連した事業者間連携という新たな方針が示されています。計画の前提が揺らごうとしている今、これを看過せず、事業者に公の場での説明を求めることは、市民の負託を受けた我々議会の責務であります。

第2に、不透明な状況を打破し、議論を可視化するためです。本請願は、決して事業者間連携を無条件に容認するものではありません。むしろ、その具体案を聴取した上で、それが本市の将来像に合致するのか、あるいは地域の不利益にならないのかを厳格に精査することを求めています。

内容が不透明なままでは、賛成も反対も、責任ある判断はできません。まずは、議会の場で事実関係を白日の下にする、その議論の出発点をつくることこそが本請願の真義であります。

第3に、20年の空白を埋める持続可能な将来像が必要だからです。度重なる操業遅延により、本市が本来得られるはずだった経済的恩恵は失われ、都市圏との格差は拡大いたしました。ようやく創業を迎えた今、場当たりの計画変更を許すのではなく、今後50年にわたる共存共栄の具体的なビジョンを責任において示される必要があります。本請願を採択することは、特定の利害を優先することではありません。変節しようとする事態に対し、議会が主導権を持って市民が納得できる説明と地域の未来を問いただす、その正当なプロセスを確立することにほかなりません。

委員各位のご賛同を心よりお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

○委員長（佐々木 肇） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで本請願に対する討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

請願第1号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決

いたします。

本請願を採択することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第132条第5項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

確認しますので、ボタンから手を離してください。押し間違い、押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) 押し間違い、押し忘れなしと認め、確定します。

(賛成者18人、反対者3人)

○委員長(佐々木 肇) 賛成多数であります。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました請願第1号の審査は終了いたしました。

次に、請願の審査報告書及び委員長報告の案文についてであります。正副委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) ご異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

最後に、次回の審査内容についての協議となりますが、本会議での請願の採決結果を踏まえ、使用済燃料中間貯蔵事業に関する動向を注視しつつ、適切な時期、内容により審査するということで正副委員長にご一任願いたいと思いますが、このことについてご意見等があれば、委員には発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) それでは、次回審査について確認をいたします。

本会議での請願の採決結果を踏まえ、使用済燃料中間貯蔵事業に関する動向を注視しつつ、適切な時期、内容により審査するということで正副委員長にご一任をいただき、決定次第委員皆様に周知することといたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料
中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会いたします。ご苦
労さまでした。

（午後 2 時 12 分 散会）

上 記 の と お り 相 違 あ り ま せ ん 。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会

委 員 長 佐々木 肇